会　議　録

会議の名称	令和８年度 伊丹市福祉対策審議会 第２回障がい者部会
開催日時	令和８年８月２８日（金）午後２時００分～午後４時１０分
開催場所	伊丹市役所５階　５０１会議室
出席者	松端克文部会長、村山俊宇委員、加藤作子委員、福井奈津美委員、舘真史委員、緒方由紀委員、松村恭子委員、藤原慶二委員、下村直美委員、坂本孝二委員（以上１０名）（順不同）
欠席者	海野加奈栄委員
事務局	＜健康福祉部＞川井健康福祉部部長、濵田健康福祉部参事兼福祉事務所長、橋本地域福祉室長、富永生活支援室長、三好障害福祉課長、村田障害福祉課主幹、水谷こども福祉課長 他
会議の成立	委員総数１１名のうち１０名出席　＜過半数出席のため成立する＞
確認委員	坂本孝二委員、村山俊宇委員
傍聴者	２名
議事次第	１．開会 ２．部会長あいさつ ３．議事 （１）第１回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について （２）第２回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について （３）第３回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について （４）身近な相談支援体制の整備 （５）地域移行・地域定着支援の充実 （６）就労支援の推進 （７）発達に支援が必要な子どもの支援の充実 （８）その他 ４．閉会
備考	

要　旨

１．開会

２．部会長あいさつ

３．議事

（１）第１回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について

（２）第２回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について

（３）第３回伊丹市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）　ワーキング会議報告について

（Ｔ委員より報告）

Ｃ部会長　：ありがとうございました。ご意見等があれば、お願いいたします。

Ｖ委員　　：私は、ワーキング会議の第１回、第２回に出席いたしました。就労のあり方は、福祉的就労だけではなく、企業にどのように定着していくかということ等にも関係し、特別支援学校の卒業前の段階でも、進路選択の相談の中で大切になるということも書かれていたと思います。福祉的な部分だけではなく、雇用という意味でのモチベーションやニーズも含めて、どのように進めていくかということを、第１回では共有できたかと思います。

第２回では、第１回と重なる部分もありましたが、発達に支援が必要な子どもの支援ということで、伊丹市では、”あすぱる”を中心として行ってきた相談対応や連携の実績がある中で、改めて、家族からの相談や乳幼児の頃からの発達や変化、成長を確認し、同時に家族の変化も追っていくということも、共有ができたと思います。

第３回は出席していませんが、話を聞くと「家族の支援」ということで、「家族も多様化している」というご意見が出たようです。家族そのものへの支援の体制づくりをどのように進めていくかということと、家族だけではなく、当事者のご意見もきちんと吸い上げていくということが、今後の課題だと思います。

Ｃ部会長　：ありがとうございました。

就労に関しては、障害者総合支援法に一般就労への移行が記されており、数としては結構増えていると思いますが、定着率という面では、職場を転々とされる人がおられるということで、就労先とのマッチングを確認する必要があると思います。就労支援では、ひとりひとりの状態にあった働き方を、どのようにうまく実現していけるかが大きな課題です。

子どもに関しては、「ステップ★ぐんぐん」による支援の蓄積が記録として残って

おり、それを関係者が共有できるということが重要です。どのような状態のときに、どのような支援が行われたのかが共有でき、成人後も継続され、就労の場面で生きてくるとよいと思います。
相談支援体制については、具体的な素案がありますが、身近に相談でき、しっかりと対応していただけるしくみが必要です。今までは、家族が大きな役割を果たしていましたが、世間では障がい以外にも様々な課題がありますので、しっかり受け止めていく必要があると思います。「断らない相談支援体制」と言いながら、断ってしまう現実もあるということで、「自分に合う、合わない」はありますが、組織としてしっかり受け止める体制が必要だと思います。
ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

G委員　：障がい者の就労支援というものは、知的障がいの人が中心で、精神障がい、身体障がいの人については、まったく触れていないように思います。障がい者の就労支援の枠の中に入っているのでしょうか。私も相談を受けることがありますが、どこに相談したらよいのか分かりません。
障がいの支援から高齢の支援に入る場合もありますので、そのようなことも福祉対策審議会の中に組み込まれるとよいと思います。

C部会長　：障がい者の就労支援に関して、２つのご指摘があったと思います。
１点目は、知的障がいが中心になっているのではないかというご指摘です。
２点目は、年齢の壁についてのご指摘です。
事務局、いかがですか。

事務局　：１点目のご指摘についてですが、障害の種別に関係なく、身体、知的、精神、すべての障がいの人を対象にしております。

C部会長　：就労支援Ｂ型事業所だと、知的障がいの人が多いということになると思います。

G委員　：一般的に、身体障害の人がハローワークに行っても、「障がい者の雇用はありません」と言われ、悪いことを話されるイメージがあります。就労支援Ｂ型事業所、Ａ型事業所から、一般雇用につなげられるような支援体制、相談体制は充実しているのか疑問に思います。どこにつなげればよいのかわかりませんし、ハローワークにいきなり行っても分からない点もあるので、自分のもっている知識だけで相談を受けています。
知的障がいの人は、一般の重度障がい者の人よりも、作業ができる人が多いと思います。重度障がいの人でも、IT の時代ということで、在宅勤務を探すことができる人はよいのですが、探せない人も多いので、そのような支援まで踏み込めるとよいと思います。

C部会長　：ハローワークで、障がいのある人に対する相談に乗ることになっています。また、

障がい者雇用センター等、いろいろな専門機関がありますので、連携しながら支援するということが望ましいと思います。障がいの種別によっての垣根は、制度上はないということですが、実際にはどうしても知的障がいの人への支援が多くなる傾向はあるということです。精神障がいに関しては、症状に波がある場合もありますので、職場の理解の問題もあると思います。障がいの特徴によって、対応の仕方も異なると思います。
障がい者雇用については、雇用率のカウントがありますが、障がい者雇用の就職なのか、そこにこだわらず、一般枠で入るのかという違いもあります。
他にご意見等はございませんか。ワーキングでいただいたご意見が計画に反映されます。素案は４つの柱にまとめられていますので、順にご報告をお願いいたします。

（４）身近な相談支援体制の整備

（事務局より説明）

Ｃ部会長　：ご意見、ご質問があればお願いいたします。

Ｈ委員　　：障害児相談支援受給決定者数が年々増えているということでしたが、令和７年は916 人ということで、減っているように思います。令和６年度の 1824 人から 916 人増えたのか、もしくは、その 916 人というのが決定者数なのか、いかがですか。合算したものを上乗せする形で記載しているのか、年度ごとの決定者数を記載しているのか、どちらでしょうか。

事務局　　：この数字については、令和６年度が 1824 件、翌年の令和７年度は 916 件ということで、減っております。令和７年度から、セルフプランを導入しましたので、相談支援支給決定者数の数字が減少しました。

Ｃ部会長　：実際にプランはあるけれども、令和７年度からセルフプランが導入されたので、決定数は減ったということですか。

事務局　　：はい。

Ｈ委員　　：セルフプランは何件あったのでしょうか。把握されていますか。

事務局　　：具体的な数値のデータは手元にありませんが、令和６年度が 1824 件、その前の令和５年度は 1690 件ですので、半数程度がセルフプランに移行した形だと捉えております。

Ｃ部会長　：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

W委員　：１ページで、「支援を受け入れることができるタイミングまで寄り添いながら伴走する」と書いてありますが、確かに、受け入れてもらえるタイミングが重要だと思います。具体的に、相談体制のどういうところに、それが現れているのか、教えていただきたいと思います。

事務局　：２ページ目の伊丹市の相談支援体制の図をご覧ください。最初の相談窓口に、「市と市から委託をしている相談支援事業所、基幹相談支援センター」とあります。どちらにまず相談が入るかによっても変わってくるのですが、委託相談支援事業所と協力しながら、サービスの導入に結びついていくタイミングがどこかにないか、家庭訪問や電話連絡を通じて、細く長く、様子を見守りながら関わっていくということになります。

Ｃ部会長　：基本は、どこに相談しても相談機関同士がつながっているので対応できるということです。ただ、基本的に基幹相談支援センターが一番大きな役割をもつということだと思います。
伊丹市は面積が広すぎませんので、福祉のサービス等が集約して提供されやすく、地理的には有利だと思います。
他にご意見等はございませんか。
セルフプランの話がありましたが、「望まないセルフプラン」という表現があります。「本来なら、専門職と相談しながらプランを立てたいところだが、十分な支援を受けられないので、セルフプランでなんとか対応している」というケースがあります。ご本人の希望に沿わないような形のサービス利用に関しては、改善していきましょうという大きな流れがあります。

Ｇ委員　：自立支援協議会には、障がいの当事者は参加されていますか。「重層的な」という表現がありますが、いろいろなご意見が集約できているのか、疑問に感じます。

Ｈ委員　：併せて、質問いたします。７ページに、第８期は「協議の場における当事者の参加を推進します」とありますが、知的障がい、発達障がいの人が、会議の場でご意見を伝えること、またそれを集約することは、かなりハードルの高いことだと思います。身体障がいの人は、ご本人の言葉でしっかりと伝えることが可能だと思いますが、他の障がいの人へのサポートを、どのようにお考えでしょうか。第８期で十分にできることは不可能だと思いますが、まず、どのような整備から進めていこうとお考えですか。

Ｃ部会長　：当事者参加の機会をどのように確保するのかというご質問と、いろいろな課題へのサポートをどのように確保するのかという２つのご質問です。事務局、いかがですか。

事務局　　：自立支援協議会の全体会には、現在、当事者団体からは、ご家族の立場の人にご出席いただいています。当事者の人々のご意見を代弁、イメージしてご発言いただくという形で関わっていただいております。その他、下部組織の部会には、身体障がいの当事者にご参加いただくこともあります。また、知的、発達の当事者のご参加についてはまだ実現していませんが、昨年度から、精神障がいの当事者に一部の会議へご参加いただくことを始めております。次期計画においても、より当事者の参加のために、どのような配慮が必要なのかを検討し、少しずつ準備していきたいと考えております。

U委員　　：今のご質問に対する感想を申し上げます。私どもの法人では、主に知的障がいをお持ちの当事者にご参加いただき、支援計画や意思の聞き取りを試みています。当事者がおられないと話が進まないと思いますが、やはりご参加いただくこと、お気持ちを汲み取ること、選択して決めていただくことは非常に難しいと感じています。当事者の参加機会づくりの必要性を感じながらも、そこへの課題を具体化していく難しさを感じながら、私どもも手探りしながら進めている現状です。当事者の人は、このような会議の大きな場では、なおさら表出ししづらい人が非常に多いので、十分に時間をかけながら丁寧にやっていくことが望ましいと感じました。

C部会長　：資料の最後のページに、意思決定支援のガイドラインの第２案があります。改定作業が行われているのだと思いますが、枠で囲んだ、改定の背景の上のところに、「本人の意思と本人の最善の利益を尊重する」という表現があります。「本人にとっての最善の利益を意思決定支援において尊重する」ということですが、支援者の側が、「この人にとって、これが最善の利益だから」というような形で、誘導する可能性もあるように感じます。「本人の意思と選考に基づく最善の解釈」ということで、関係者で協議しながら、一緒に決定のサポートをしましょうという発想だと思います。
「ご本人やご家族にしっかり寄り添い、意向を確認しながら」ということですが、ご本人とご家族の意向が対立する場合もあります。基本的には、ご本人を第一に考えるということだと思います。
他にご意見等はございませんか。
では、先に進みます。

（５）地域移行・地域定着支援の充実

（事務局より説明）

C部会長　：地域移行、地域生活支援が、この障害福祉計画の中では大きな柱になっています。ご意見、ご質問があればお願いいたします。

近年の傾向では、比較的障がいの軽い人の地域移行は、ある程度早い段階でできています。就労支援とグループホームがセットとなり、地域で暮らせるような支援体制が想定されてきましたが、年齢が高くなり、介護が必要になった人の地域での生活をどのように支えるかという課題があります。

Ｅ委員　　:資料６ページの第８期の取り組みの３つ目に、「本人や介護者の入院療養等により、地域生活の継続が困難となるリスクが高い、高齢障害者等に対し、地域支援の好事例の創出を図ります」とありますが、「地域支援の好事例」というもののイメージが湧きません。具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

Ｇ委員　　：私は高齢者で、現在ひとり暮らしです。自立支援と介護保険を併用して暮らしていますが、知的障がいのある兄と高齢の母がおりました。母と相談して、兄の施設入所も考えましたが、母には「共に暮らしたい」という思いがあり、社会的支援を使い、在宅生活をおくりました。紆余曲折があり、介護保険と障がいは別だと言われますが、時間数が足りなければ、「どちらか一方にしなさい」ということも言われます。しっかりと自分の主張をして、生活スタイルや時間の違いを説明することが必要だと思います。グループホームへの入所がよいのか、悪いのかを考えます。知的障がい者にもいろいろな性格の人がおられますので、おとなしい人は置き去りにされてしまう傾向にあると思います。私の兄も、ショートステイから帰ると、身体が傾いたままになっていることがありました。地域で、家族の人と「何を希望されるのか」を考えていくことが、好事例にあたると思います。せっかく、自立支援の制度、介護保険の制度がありますので、多岐にわたり大変でも、グループホームに入所せずに、ひとりで暮らしている知的障がいの人もおられます。何もかも、危ないからできないではなく、考えていくことで好事例になっていくと思います。
ヘルパー利用に関して、ずっと考えていることは、「高齢者しか対象にしない」「重度訪問介護は単価が安いので対象にしない」ということです。事業所は、そのような人たちのニーズにも応えなければいけないという方向性を国が示していただくことが必要だと思います。そうすることで、マンパワーも確保できると思います。ヘルパーにとっても、移動せず１軒の家で仕事が完結できるメリットがあると思います。自立支援協議会等で、事例を出しながら検討していただけると好事例に変わって行けると思います。

Ｃ部会長　：ありがとうございました。
地域の実態を踏まえ、好事例をつくっていけるように努めるということだと思います。

Ｅ委員　　：丁寧なご説明、ありがとうございました。お示しいただいた事例のように、日常の生活の中で、いかに地域での暮らしを維持していくための工夫があるのか、よくわかりました。それと合わせて、突発的な家族の事情で、障がいのある人が地

域で暮らしていくことが難しくなったとき、どのような対応ができるのかという好事例を想定しているのだと思います。情報提供しながら、いろいろな問題を解決していくことを、今後もしっかりと進めていただきたいと思います。

Ｃ部会長　：親と同居をしている場合に、緊急レスパイトとして、入所施設の利用もあると思いますが、そのようなやり方ではない方法が必要だということですか。

Ｅ委員　　：ご本人が何を希望されておられるかということで、例えば、施設の短期入所で対応できるケースが大部分だと思いますが、そうではなく、地域での暮らしを維持するための課題に対応する好事例ということです。それを今後、検討していくということだと思います。

Ｃ部会長　：地域できちんと暮らしていけるという好事例が必要だということです。

Ｇ委員　　：伊丹市は、柔軟に聞いてくれていると思いますが、それをどのように発信できるかが問題だと思います。相談できる人もおらず、窓口に行っても、理解できていない人が対応しているのか、「サポートの時間を増やしてほしい」という相談に、「税金を使ってやることなので、もう少し我慢できないか」というびっくりするような発言がありました。とことん我慢した後の相談に対し、「何とか考えてみましょう」という言葉だけでもいただければ、気持ちが楽になると思います。相談員が一緒に行くと、話の内容が変わるということもおかしいと思います。
実際に、介護保険を使うとなると介護保険のレンタルが優先になりますが、障がいがあると、介護保険の車椅子は症状に合わず使えません。にもかかわらず、障害福祉課の人の中には、「介護保険が優先です」と言い切る人もおられます。その説明をすることを断念してしまった人が１人おられ、ご自身で購入されました。

Ｅ委員　　：先ほど、ワーキング会議の中で、就労支援の相談の質が違うという話がありましたが、支援相談員の質が違うという部分をいかに受け止めて、同じ情報を共有しながら、より高いサービスを実施する体制が求められているということだと思います。
「好事例の創出」ということは、相談支援の皆さんで共有しながら、だれが行っても同じようなよいサービスにつながるという体制づくりを、行政主導で進めていくことにつながると考えます。よろしくお願いいたします。

Ｃ部会長　：窓口がどこであっても、共通の対応がきちんとできるということが基本です。人によって言うことが変わるのでは困ります。

Ｈ委員　　：６、７、８ページに、「広く周知発信します」とあり、例えば、８ページの一番下のところであれば、「市ホームページ等で広く周知します」と書かれています。今回のたたき台の部分は、「好事例を集約し、皆さんで共有しましょう」という前向

きな姿勢ですが、やはり事例を集約するためにだけではなく、しっかりと中身のあるものにしていただきたいと思います。
また、ホームページもＱＲコードを読み取る方法が記載されていますが、逆に見にくいというご意見もあります。ＱＲコードだけではなく、紙媒体を用意したり、市主体の研修会等の際にお話しいただいたりする機会があるとよいと思います。ホームページだけの発信にしてしまうと、見られない人には届きません。広く、重層的な支援という意味でも、お願いしたいと思います。

Ｃ部会長　：情報の伝え方が重要だというご意見でした。
重層的支援体制整備事業については、複合的な課題がある人が多いということは特別なことではなく、普通です。

Ｇ委員　　：きょうだいが金銭管理する際には、きちんと委任状が必要だと知り、勉強になりました。「金銭の管理はご自身でおこなっていますか」「委任状はとっていますか」と、記載し、ご家族にも知らせることが大切だと思います。困ったときに、どこに相談すればよいのかが書かれたチラシ等を配布していただけるとよいと思います。

Ｃ部会長　：本日は、権利擁護に関する議題はありませんが、その課題は重要だと思います。
次に進みます。

（６）就労支援の推進
（７）発達に支援が必要な子どもの支援の充実

（事務局より説明）

Ｃ部会長　：ありがとうございました。ご意見等があればお願いいたします。

Ｖ委員　　：ワーキングで、「就労支援事業所の質にばらつきがある」というご意見がありました。今回の計画には、「職員の質の向上」ということは書かれていますが、事業所自体の評価、事業所の管理運営の質に関しても、ある程度市からアドバイスをしたり、相談を受けたりすることが必要だと思います。それを、どこに記すことが最適なのかわかりませんが、災害時のＢＣＰも作成する必要もあり、事業所独自でやらなければいけないことは多くなっています。特に、障がいをお持ちの人が地域で生活していく際のリスクに関して、どのように対応していくのかということは、どこかに入れていく必要があると思います。それは、日常的にも必要ですし、事業所の中で不正が起こることを防ぐという意味でも必要だと思います。ご検討をお願いいたします。

Ｃ部会長　：通常の監督機能、監査機能がありますが、もう少し進んだ、運営のサポートの部分についても、話が及んでいると思います。研修等の機会がないと、事業所の努力任せでは、ばらつき自体は解消できません。市として、市内の事業所全体のレベルアップを考えることは必要だと思います。

Ｕ委員　　：地域の資源は、一定程度満たされてきており、充実してきていると感じますが、それぞれの事業所での努力と、それぞれの理念で動かれていますので、ばらつき、個性があると思います。一定の水準が担保されていると、利用される人が安心して選べると思います。それを、一事業所、一法人の努力だけに頼るのではなく、連携をうたうのであれば、その下支えがあると、事業者も安心して進めていけるのではないかと感じます。

Ｃ部会長　：そのように思います。
また、伊丹市によろしくない事業所があるのかどうかわかりませんが、新しいグループホームの参入等もありますので、監督の在り方、運営への支援のしかた、事業所間の連携等、いろいろな課題があり、変えていく必要もあると思います。これは、国や県のガイドライン、指針にはない部分ですので、市独自の課題になるのでしょうか。
他にご意見等はございませんか。

Ｅ委員　　：３ページの発達が必要な子ども支援の部分で、２つ目の丸の２行目の中段に、「子どもの適応的な行動の獲得」とありますが、この文言の意味がよく理解できません。もう少しわかりやすい表現にしていただけるとよいと思います。

Ｃ部会長　：ご指摘の文言も含め、全体的に、理解しやすい表現に修正をお願いいたします。
他にご意見等はございませんか。
以上で、審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

（８）その他

（事務局より、次回会議予定と委員報酬について説明）

４．閉会